令和７年９月　第７回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和７年　９月　２５日（木）
開催場所	小川町役場３階　大会議室
開催時刻宣告者	~~午前~~・午後　１　時　３０　分　小川町農業委員会長
閉会時刻宣告者	~~午前~~・午後　２　時　２８　分　小川町農業委員会長

議　長	山田　富子（会長）

	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
農業委員	(1)	田口　英夫	出席　~~欠席~~	(8)	根岸　孝雄	出席　~~欠席~~
	2	関口　豊	~~出席~~　欠席	9	笠原　敏夫	出席　~~欠席~~
	3	中野　勝	出席　~~欠席~~	10	横田智恵美	出席　~~欠席~~
	4	落合　治安	出席　~~欠席~~	11	田中　正之	出席　~~欠席~~
	5	有井　佑希	出席　~~欠席~~	12	長谷部良司	出席　~~欠席~~
	6	森　　功一	出席　~~欠席~~	13 副会長	永田　宏	出席　~~欠席~~
	7	島田　一	出席　~~欠席~~	14 会長	山田　富子	出席　~~欠席~~
	出席委員	１３名		欠席委員	１名	

農地利用最適化推進委員法第29条により出席した	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	田中　宗夫		竹沢	尾上　一記	
		根岸　修一	欠席		青木善太郎	
	大河	岡本　幸教		八和田	栗原　幸二	
		塚越　雄一			水上　豊	
					横瀬雄一郎	
	出席委員	８名				

議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
				奥田　賢一	事務局長
				安藤　朋男	次長
				櫻井　翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の案について

第７回定期総会議事録

議長	定刻になりましたので、ただいまより令和７年９月第７回総会を開会いたします。 開会時間は午後１時３０分です。 なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第２９条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号２番「関口　豊」委員、「根岸　修一（ねぎし　しゅういち）」推進委員より欠席の報告を受けております。出席農業委員は１４名中１３名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は８名です。 お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。 つづきまして日程１、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号８番「根岸孝雄（ねぎし　たかお）」委員、１番「田口　英夫」委員にお願いいたします。 それでは、日程に従い議事に入ります。 日程２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は２件の申請がありました。はじめに、申請番号１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、「申請人より農地法第３条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。 農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第３条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。 それでは申請番号１番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号１番について読み上げ） 農地を取得するには３つの許可要件がございます。 １つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。 ２つ目は、権利を取得する者は、年間１５０日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。 ３つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。 今回の申請では、記載事項の内容から許可要件のうち「農作業常時従事要件」については、年間１５０日以上であることから要件を満たすと考えます。 また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため他に経営農地がないことから、この要件については特に問題がありません。 残りの１要件、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 なお、新規就農者について補足で説明させていただきます。 別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。 譲受人は、小川町にお住いの７４歳。主な作目構成はねぎ、トマト、ピーマン等の野菜です。営利目的ではなく、家庭菜園として農地を耕作される予定です。また、譲受人は農作業歴３０年で、現在は会社員として働かれています。農地取得後は、妻と２人で家庭菜園をしたいとのことです。 なお、農機具については草刈り機を一台所有しているそうです。 譲受人につきましては、地区委員に詳しい資料をお渡ししております。 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

第７回定期総会議事録

	最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
尾上推進委員	推進委員の尾上が報告いたします。 ９月２２日、９時に農業委員２名、推進委員２名、計４名で靱負の区民センターに集合して現地調査を行いました。 １番は栗、柿などが植えられておりましたが、大根なども耕作されていました。 また、境界もはっきりしており、周りの畑等には問題ないと思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして申請番号２番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。それでは申請番号２番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号２番について読み上げ） 今回の申請では、記載事項の内容から許可要件のうち「農作業常時従事要件」については、年間１５０日以上であることから要件を満たすと考えます。 残りの２要件、「全部効率利用要件」と「地域との調和要件」につきましては、担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 譲受人は寄居町でも農業をしていることから、寄居町の農業委員会に連絡をしたところ、寄居町の農地につきましても全て耕作中であることが確認できましたので、報告をさせていただきます。 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
７番　島田委員	７番、島田が報告いたします。 ９月２３日、８時３０分に農業委員４名、推進委員３名、計７名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。 ２番は、まだ何も作付けはされておりませんが、きれいに耕うん管理された状態でした。 譲受人は、この近くに８筆、合計５，７８８㎡の農地を経営しておりますが、うち６筆は野菜が作ってありました。その周りもきれいに除草されております。

第７回定期総会議事録

残りの２筆は果樹が植えられており、下草もきれいに除草されていました。
従いまして、周りの農地や住宅に影響があるとは考えられません。
以上です。

議長　今５，７８８㎡とおっしゃいましたが、１１，５３８㎡ではないですか。

７番　島田委員　八和田地区の面積は５，７８８㎡ということです。

議長　１１，５３８㎡は八和田と寄居の分を含めての合計ですか。わかりました。
ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、申請番号２番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして日程３、議案第２号「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の案について」を上程いたします。
審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りします。各地区、申請番号順に地区毎に一括で現地調査報告を行った後、質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員が関係する案件については、その地区の冒頭で個別に審議した後、残りの案件について一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長　承認が得られたということで、議案第２号につきましては地区ごとの一括採決で進めさせていただきます。
それでは、これより審議に入ります。今回は、７３筆について申請がありました。土地の所在地等の説明は、特に必要な場合以外は省略しても差し支えないものといたします。
はじめに、小川地区の申請内容について審議に入ります。小川地区の案件は１７件で、関係委員はおりません。よって、申請番号１番から１７番につきまして、一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局です。議案第２号、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の案について、「小川町長から、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、意見の決定を諮る。」とのことです。
農地中間管理事業は、貸借を中心とした農地の中間的な受け皿機能を強化し、認定農業者や新規就農者などの新規参入の促進によって、農地利用の効率化と生産性を向上させることを目的とした、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づいた貸し借りの制度です。埼玉県では、中間管理機構として埼玉県農林公社が転貸人となり、農地の貸し付けを希望する土地所有者から農地を借り受け、集積し、借受人となる耕作者に農地の貸し付けを行います。

第７回定期総会議事録

	これまでは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権が主な貸し借りの制度でしたが、法改正によって利用権制度が廃止されましたので、令和７年４月１日以降は中間管理事業による貸借の契約が主な手法となっております。 農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見を町に報告し、その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。 小川町では年３回、この申し出を受け付けており、農業委員会では４月、９月、１月の案件として審議することとしています。 以上を踏まえまして、議案の説明に入らせていただきます。 今回の申請は、小川地区１７筆、大河地区２２筆、八和田地区３４筆の合計７３筆で、合計面積は８１，１０４㎡です。 なお、申請に基づく権利関係者からの同意要件は、すべて満たしていることを申し添えます。 それでは、議案書の５ページをご覧ください。案内図については、各自ご確認をお願いします。また、時間の関係もございますので、議案書の内容から「申請番号、所在、地番、現況地目、面積、借受人」の６項目のみを読み上げさせていただきます。他の内容については各自議案書をご確認ください。 それでは、申請番号１番から１７番について読み上げます。 （議案書を朗読） 最後に、調査区は小川地区になります。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
３番　中野委員	議席番号３番、中野が報告いたします。 ９月20日、９時に小川町役場駐車場に農業委員４名、推進委員２名、計６名で集合し現地調査を行いました。 １番から１０番の報告をします。 １番から３番は管理された状態でした。 ４番から１０番は水稲が作付けされておりました。 以上です。
５番　有井委員	５番、有井が報告いたします。 １１番から１３番は大豆が耕作されていました。 １４番は畑で、いろいろな野菜が栽培されていました。 以上です。
田中推進委員	推進委員の田中宗男が報告いたします。 １５番から１７番は水稲が作付けされておりました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。１番から１７番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

第７回定期総会議事録

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、１番から１７番については可決、承認されました。これにより、小川地区の案件はすべて可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、大河地区の申請内容について審議に入ります。大河地区の案件は２２件ですが、関係委員がおりますので、先に委員関係案件を審議いたします。申請番号１９番から２２番について、関係委員である横田委員の退出を求めます。

（横田委員、退出）

議長　それでは、横田委員の関係案件、申請番号１９番から２２番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、申請番号１９番から２２番について読み上げます。

（議案書を朗読）

最後に、調査区は大河地区になります。

議長　それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

６番　森委員　６番、森功一が報告いたします。
９月２２日、パトリアに農業委員３名、推進委員２名、計５名で集合し現地調査を行いました。
１９番は、かぼちゃが植えてありました。
２０番は、緑肥が植えてありました。
２１番は、大豆が植えてありました。
２２番は何も植えられておりませんでしたが、耕うんされた状態で問題ありませんでした。
以上です。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。１９番から２２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、１９番から２２番については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。

（横田委員、着席）

議長　つづきまして、委員関係案件を除く申請番号１８番から３９番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

第７回定期総会議事録

事務局	それでは、委員関連案件を除く申請番号１８番から３９番について読み上げます。 （議案書を朗読） 最後に、調査区は大河地区になります。
議長	それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
岡本推進委員	推進委員の岡本幸教が報告いたします。 １８番は、花の苗が植栽されていました。 以上です。
９番　笠原委員	９番、笠原が報告いたします。 ２２番から２４番は、白菜が植えてあるか、白菜を植える準備がされていました。 ２５番から２９番は、夏野菜と秋野菜が植えてありました。 ３０番から３２番は、適切に管理された状態でした。 ３３番から３９番は、夏野菜と秋野菜が植えてありました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
１３番　永田委員	１３番、永田が質問させていただきます。 差し支えなければ、申請番号２５番から３９番の借受人について、補足の説明をお願いできますか。
９番　笠原委員	はい。９番、笠原が補足の説明をします。 借受人の方は、貸付人の実家のおばさんの旦那さんで、竹沢に住んでいます。 実家の家族は皆が急に亡くなってしまい、誰もいなくなってしまったので、借受人が来ている訳です。 借受人は、以前役場にいた方のお子さんで、その人が家に入って今来てます。
議長	貸付人のおばさんの旦那さんが役場にいた方のお子さんで、竹沢に住んでいる。
９番　笠原委員	今日も行き会いましたが、毎日来てます。 以上です。よろしいでしょうか。
議長	わかりました。よろしいですか。
１３番　永田委員	はい、ありがとうございます。
議長	他にはございますか。 他に質疑がないようですので、採決に入ります。１８番から３９番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）

第７回定期総会議事録

議長	全員賛成ですので、１８番から３９番については可決、承認されました。これにより、大河地区の案件はすべて可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして、八和田地区の申請内容について審議に入ります。八和田地区の案件は３４件ですが、関係委員がおりますので、先に委員関係案件を審議いたします。 申請番号４０番から４２番、７０番、７１番について、関係委員である島田委員の退出を求めます。 （島田委員、退出）
議長	それでは、島田委員の関係案件、申請番号４０番から４２番、７０番、７１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号４０番から４２番、７０番、７１番について読み上げます。 （議案書を朗読） 最後に、調査区は八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
１２番　長谷部委員	１２番、長谷部が報告いたします。 ９月２３日、８時３０分に集合して現地調査を行いました。 ４０番から４２番は、稲刈りの最中で問題ありません。 以上です。
水上推進委員	推進委員の水上が報告いたします。 ７０番、７１番は、稲刈りが終わり管理運営されておりました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。４０番から４２番、７０番、７１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、４０番から４２番、７０番、７１番については可決、承認されました。島田委員の着席を命じます。 （島田委員、着席）
議長	つづきまして、申請番号５６番、５７番、６１番、６２番について、関係委員である根岸孝雄委員の退出を求めます。 （根岸委員、退出）

第７回定期総会議事録

議長	それでは、根岸委員の関係案件、申請番号５６番、５７番、６１番、６２番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号５６番、５７番、６１番、６２番について読み上げます。 （議案書を朗読） 最後に、調査区は八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
横瀬推進委員	推進委員の横瀬が報告いたします。 ５６番、５７番、６１番、６２番はすべて水稲が作付けされ、収穫が終わった状態です。 以前から借りている土地で、すべて充分に管理されていると判断しました。 以上です。
議長	恐れ入りますが、調査日をきちんと報告してください。 先ほどと同じ９月２３日でよろしいですか。
横瀬推進委員	はい。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。５６番、５７番、６１番、６２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、５６番、５７番、６１番、６２番については可決、承認されました。根岸委員の着席を命じます。 （根岸委員、着席）
議長	つづきまして、本日出席している委員の関係案件を除く、申請番号４３番から７３番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、委員関連案件を除く申請番号４３番から７３番について読み上げます。 （議案書を朗読） 最後に、調査区は八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
１２番　長谷部委員	１２番、長谷部が報告いたします。

第７回定期総会議事録

９月２３日、８時３０分、八和田公民館に農業委員２名、推進委員１名、計３名で集合し現地調査を行いました。
４３番、４４番は野菜が作付けされていました。
４５番は、大豆が作付けされていました。
４６番は、さつま芋、ネギが作付けされていました。
４７番から５３番は、水稲の稲刈り前と稲刈り中の状態でした。
以上です。

栗原推進委員　推進委員の栗原が報告いたします。
９月２３日、８時３０分、農業委員２名、推進委員１名、計３名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。
５４番、５５番はトンネル掛けがされたような状況が見受けられ、耕作中であると思われます。
以上です。

８番　根岸委員　議席番号８番、根岸が報告いたします。
９月２３日、８時３０分、農業委員２名、推進委員１名、計３名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。
５８番、５９番は、大豆が植えてあります。
６０番は、稲が植えてあります。
６３番は、ローテーションの休耕になっておりましたが、耕うん後、多少草が伸び始めている状態です。
いずれにしても、丁寧な管理、植え付け等がされておりました。
以上です。

水上推進委員　推進委員の水上が報告いたします。
６４番、６５番は水稲が作付けされ、刈り取り前の状態です。
６６番から６８番は、大豆が作付けされておりました。
６９番は稲刈り後、耕うん管理されておりました。
７２番は水稲が作付けされ、刈り取り前の状態でした。
７３番は畑で、耕うん管理されておりました。
以上、すべて管理、運営されておりました。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

１３番　永田委員　１３番、永田です。
７２番の借受人の方は朝霞市にお住まいですが、通うのですか。
水田水耕をされると報告が出ておりますが、朝霞市から通うのですか。

７番　島田委員　７番、島田です。
私、このすぐ近くで水田耕作をしておりますが、時々除草とか水の管理とかに来ていますね。どこに住んでいるのかは確認してないのでわかりませんが、普通に水稲を作ってありますので、特に問題はないかと思います。
以上です。

事務局　事務局です。事務局から補足で説明をさせていただきます。

第７回定期総会議事録

借受人は、昨年度に新規就農者として農業委員会に営農計画書を提出された方になります。朝霞市から小川町まで一時間程かけて、通いで耕作するという事で営農計画書を出されています。

今、島田委員からもお話がありましたように、農地の方でも度々作業している様子が見受けられるとの事ですので、問題ないと思います。

以上です。

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。本日出席している委員の関係案件を除く申請番号４３番から７３番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、本日出席している委員の関係案件を除く申請番号４３番から７３番については可決、承認されました。これにより、八和田地区の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

以上で、今回申請のあった案件についてはすべて承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第２号は原案のとおり承認することを町に回答いたします。

議長　次に、「その他」について、議題として取り上げることはないでしょうか。

（挙手なし）

議長　ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和７年９月第７回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後２時２８分です。